

路之義は、前々御書付は無之候得共道中奉行ニ而は、前書之通相心得是迄諸向江も本坂ニ准じ、挨拶いたし來候、

右御尋ニ付申上候趣、書面之通御座候、御渡被成候口上書壹通返上仕候以上、

戊〇(寛政二年四月)

〔五驛便覽〕佐屋路

〔尾州愛知郡〕  
一 岩塚

〔熱田ヘ貳里、神守ヘ貳里九丁、但萬場ヘ壹ヶ月之内十五日代り、同

〔同國海東郡〕  
一 萬場

〔神守ヘ貳里半九丁、同

壹里半九丁

〔一佐屋、桑名ヘ船路共三里、馬繼四ヶ宿道法合九里、同

〔同國海東郡〕  
一 神守

〔木曾古道記〕一東山道略 中中山道とも稱せり、東海道北陸道兩道の中道なればにや、

〔五街道宿御取扱筋秘書〕五海道文字之事

一中山道 只今迄仙之字書候得共、向後山之字可書之、

〔千曲之眞砂〕九東山道木曾路驛傳

私曰、世諺誤て中山道といへり、甚非也、尾州名護屋より清洲へ出、それより美濃大垣へ出る道あり、これ朝鮮人などの通る道なり、東海東山兩道の中を通る陸路故に中山道と稱す、今の木曾路を中山道とはいふべからず、東山道または木曾路といふべし、誤來りて公義の御觸書などにもたまく見ゆ、又武州上州邊の驛宿の分抗にも中山道と云り、いと拙し、又或人のいはく、東海北陸兩道の中を經れば、中山道と名付るといへり、是は猶以然るへからず、七道の一名、豈兩道の間を以て名付といふ事あらんや、僻説といふへし、東山道の木曾路といはんに論あるべからず、

〔道中秘書〕中山道往來之事附甲州道中

正徳四年十二月廿一日御渡御書付

覺